

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
<u>(1) 製菓製パン用電熱窯</u>	<u>420円</u>	<u>(1) 包あん成形機</u>	<u>300円</u>
<u>(2) 蒸気発生式オープン</u>	<u>360円</u>	<u>(2) 製菓製パン用電熱窯</u>	<u>410円</u>
<u>(3) パン用ホイロ</u>	<u>250円</u>	<u>(3) 蒸気発生式オープン</u>	<u>340円</u>
<u>(4) (略)</u>	(略)	<u>(4) パン用ホイロ</u>	<u>240円</u>
<u>(5) 卓上型カッターミキサー</u>	<u>190円</u>	<u>(5) (略)</u>	(略)
		<u>(6) 卓上型カッターミキサー</u>	<u>180円</u>
<u>(6) 大型送風定温乾燥機</u>	<u>250円</u>	<u>(7) カップシール機</u>	<u>180円</u>
<u>(7) (略)</u>	(略)	<u>(8) 大型送風定温乾燥機</u>	<u>240円</u>
<u>(8) 水引き粉製造装置</u>	<u>320円</u>	<u>(9) 串団子製造機</u>	<u>200円</u>
<u>(9) 減圧フライ機</u>	<u>310円</u>	<u>(10) (略)</u>	(略)
<u>(10) 高温高圧調理殺菌装置</u>	<u>1,520円</u>	<u>(11) 製麺機</u>	<u>290円</u>
<u>(11) 米菓生地乾燥機</u>	<u>380円</u>	<u>(12) 水引き粉製造装置</u>	<u>310円</u>
<u>(12) 冷凍利用型米菓製造システム</u>	<u>1,070円</u>	<u>(13) 減圧フライ機</u>	<u>300円</u>
<u>(13) テスト焼機</u>	<u>1,400円</u>	<u>(14) 高温高圧調理殺菌装置</u>	<u>1,490円</u>
<u>(14) (略)</u>	(略)	<u>(15) 米菓生地乾燥機</u>	<u>360円</u>
<u>(15) (略)</u>	(略)	<u>(16) 冷凍利用型米菓製造システム</u>	<u>1,160円</u>
<u>(16) フィルタープレス</u>	<u>230円</u>	<u>(17) テスト焼機</u>	<u>1,410円</u>
<u>(17) 練出機</u>	<u>220円</u>	<u>(18) (略)</u>	(略)
		<u>(19) (略)</u>	(略)
		<u>(20) フィルタープレス</u>	<u>220円</u>
		<u>(21) 練出機</u>	<u>210円</u>

(18) 餅生地通風乾燥機	240円	(22) 餅生地通風乾燥機	230円
(19) (略)	(略)	(23) (略)	(略)
(20) (略)	(略)	(24) (略)	(略)
(21) (略)	(略)	(25) (略)	(略)
(22) (略)	(略)	(26) (略)	(略)
(23) (略)	(略)	(27) (略)	(略)
(24) (略)	(略)	(28) (略)	(略)
(25) 機械製式 ^{きく} 装置	250円	(29) 機械製式 ^{きく} 装置	240円
(26) 納豆発酵器	270円	(30) 納豆発酵器	260円
(27) 定圧大豆蒸煮缶	220円	(31) 定圧大豆蒸煮缶	210円
(28) (略)	(略)	(32) (略)	(略)
(29) (略)	(略)	(33) (略)	(略)
(30) (略)	(略)	(34) (略)	(略)
(31) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	420円	(35) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	410円
(32) 大豆たん白加工処理装置	1,270円	(36) 大豆たん白加工処理装置	1,230円
(33) ジャーフェーマンター	870円	(37) ジャーフェーマンター	880円
(34) 大豆脱皮機器	470円	(38) 大豆脱皮機器	450円
(35) (略)	(略)	(39) (略)	(略)
(36) 湿熱殺菌処理装置	730円	(40) 湿熱殺菌処理装置	720円
(37) 製麺設備	380円		
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) ファリノグラフ	360円	(2) ファリノグラフ	350円
(3) エキステンソグラフ	220円	(3) インテグレーター	220円
(4) 分光蛍光光度計システム	250円	(4) アミログラフイー	220円
(5) (略)	(略)	(5) エキステンソグラフ	210円
(6) デジタルマイクロスコープ	360円	(6) 水分活性測定装置	190円
(7) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	2,000円	(7) 分光蛍光光度計システム	240円
(8) マイクロ波試料前処理装置	320円	(8) (略)	(略)
(9) 食物繊維自動抽出装置	2,050円	(9) 削除	
(10) 油脂成分自動抽出処	440円	(10) デジタルマイクロスコープ	280円
		(11) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	1,830円
		(12) マイクロ波試料前処理装置	310円
		(13) 食物繊維自動抽出装置	1,900円
		(14) 油脂成分自動抽出処	420円

理装置		理装置	
(11) マッフル炉	230円	(15) マッフル炉	250円
(12) 窒素蒸留滴定装置	340円	(16) 窒素蒸留滴定装置	290円
(13) (略)	(略)	(17) (略)	(略)
(14) 粒度分布測定装置	1,100円		
(15) テクスチャーアナライザー	460円		
(16) 水分活性測定装置	200円		
(17) 生地物性測定装置	580円		
(18) 食感測定装置	240円		
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。